

社會事業法案特別委員會議事速記錄第八號

(一一一)

昭和十三年三月二十二日(火曜日)午前十時十八分開會

○委員長(公爵岩倉具榮君) 是ヨリ開會致シマス、職業紹介法改正法律案ニ付テ外ニ大體ニ付テ御質問ハゴザイマセヌカ

○子爵富小路隆直君 第十五條ニ關シテ少シ御質問シテ見タイト思フノデゴザイマス、此ノ第十五條ニ依リマスト、「第二條ノ規定ハ主務大臣ノ指定スル職業ノ職業紹介事業ニハ之ヲ適用セズ」斯ウナッテ居ルノデアリ

マスルガ、御配付ニナツタ命令事項案ニ依リマスト、第十五條ノ云フ主務大臣ノ指定スル職業ノ紹介業ト云フノハ、藝妓、酌婦及ビ之ニ類スル所ノ職業紹介事業トスル見込デアルト云フノデアリマス、現在是等ノ職業ハ廳府縣令ノ取締ノ下ニ營業シテ居ルノデ、即チ藝娼妓、酌婦紹介業ト云ッテ、昔ハ女術ト云ツクモノデアリマス、現在デハ其ノ數ハ約三千人、是等ニ依ッテ紹介サレル者、即チ所謂賣ラレ行ク女ハ一箇年間ニ約四萬人位アルト云フコトデアリマス、此ノ數ハ少シ古イノデスガ、昭和三年中ノ調デスガ、東京地方ダケニ付テ見テモ女術ノ數ハ約二百五十人、賣ラレル女ハ一年ニ約五

千數百人ニ上ルノデアッテ、所謂就職者ハ、職ヲ求ムル者ノ約六割餘ニ當ルノデアリマス、此ノ數ハ、公ニ紹介ヲ營ム女術ノ數ニ依ッテ紹介サレル者デアリマスガ、賣残リノ三割餘ニ當ル者ハ、今度ハモグリ桂庵トカ、又ハ非公認ノ周旋屋ト云フヤウナ者ノ手ニ掛ツテ、私娼街トカ、又ハ暖昧茶屋ノ女中ニ入ル者ガアッテ、段々ト墮落ノ淵ニ入ッテ行クノダト云フコトデアリマス、彼女等ガ賣ラレ行ク原因ト云フモノハ、僅カノ者ヲ除イタ以外ノ大部分ハ生キテ行キタイ爲ニ、或ハ貧シイ家ヲ助ケル爲ニ、又前借金整理ノ爲ニ益、深ミニ入ッテ行クト云フヤウナコトデアリマシテ、捨身トナツテ泣ク／＼暗闇ノ横道へ入ッテ行ク實ニ氣ノ毒ナ、同情スルケレドモ、之ニ對シテハ矢張リ警察ニ付キマシテハ、當局ニ於テモ其ノ種ノ弊害ノ起ラナイヤウニ色々注意ヲ致シテ居ルノデアリマス、警察的ノ取締ノ方カラ申シマスト、矢張リ手數料ニ付テハ許可ヲ受ケサシテ居リマス、從ヒマシテ餘リヒドイコトハナイヤウニ始終嚴重ニ取締ツテ居ル譯デス、唯事實問題トシテ色々ナ問題ガアルノハ甚ダ遺憾デアリマシテ、之ニ付キマシテノデアリマス、然ルニ莫大ナ周旋料ヲ取ラレ、又立替金等ノ名ノ下ニ紹介業者及抱主ノ兩方カラ控取サレテ、一旦足ヲ踏ミ入レタガ最後、泥沼ノヤウナモノデ全ク浮ブ瀬ハナイノデアリマス、益、深ミヘルヨリ外ハナイノデアリマス、聞ク所ニ依リマスト、モ取締ツテ居リマス、酌婦ニ付テハ、矢張リ云フコトハ、ドウ對策ヲオヤリニナリマスルカ、ドウ御考ニナツテ居リマスカ

○政府委員(廣瀬久忠君) 此ノ藝妓、酌婦等ノ前借金ノ問題竝ニ其ノ氣ノ毒ナ情況ニ付キマシテハ、當局ニ於テモ其ノ種ノ弊害ノ起ラナイヤウニ色々注意ヲ致シテ居ルノデアリマス、警察的ノ取締ノ方カラ申シマスト、矢張リ手數料ニ付テハ許可ヲ受ケサシテ居リマス、從ヒマシテ餘リヒドイコトハナイヤウニ始終嚴重ニ取締ツテ居ル譯デス、唯事實問題トシテ色々ナ問題ガアルノハ甚ダ遺憾デアリマシテ、之ニ付キマシテノデアリマス、然ルニ莫大ナ周旋料ヲ取ラレ、又立替金等ノ名ノ下ニ紹介業者及抱主ノ兩方カラ控取サレテ、一旦足ヲ踏ミ入レタガ最後、泥沼ノヤウナモノデ全ク浮ブ瀬ハナイノデアリマス、益、深ミヘルヨリ外ハナイノデアリマス、聞ク所ニ依リマスト、モ取締ツテ居リマス、酌婦ニ付テハ、矢張リ云フコトハ、ドウ對策ヲオヤリニナリマスルカ、ドウ御考ニナツテ居リマスカ

○政府委員(廣瀬久忠君) 今回ノ事變ニ依リマシテ戰死ヲセラレタ勇士ノ遺族、又傷痍ニ罹ラレタ軍人ノ家族等ノコトニ付キマシテハ、色々心配ヲ致シテ居ルノデアリマ

シテ、之ニ付キマシテハ昨年來、傷痍軍人對策並ニ戰死者ノ遺族對策ト云フコトニ付キマシテ、厚生省ト致シマシテ研究ヲ致シテ居ルノデアリマス、ソコデ遺族等ニ付キマシテハ、積極的ニハ育英ノ問題ヲ考ヘルカ、或ハ色々ナ援護團體等ヲ利用ヲ致シマシテ、生業ニ就ク途ヲ講ズル、又傷痍軍人ニ付キマシテハ傷痍軍人ダケノ保護ヲスルト同時ニ、傷痍軍人ノ家族ノ育英ノ問題或ハ生業ノ問題ヲ考ヘルト云フヤウナコトニ付キマシテ、ソレドヽノ準備ヲ致シテ居リマス、此ノ爲ニ今回十三年度ノ追加第三號デ現ニ豫算ノ提案モ致シテ居リマス、サウシテ援護資金ト云フヤウナ一ツノ資金ヲ以チマシテ軍人ノ遺家族ニ付テ、不幸ナコトノナイヤウニ出來ルダケノコトハ致サウ、殊ニ此ノ種ノ機關ト致シマシテハ、地方廳並ニ町村役場等ニ相談係ト申シマスカ、或ハ相談所ト申シマスカト云フヤウナモノヲ設置セシメマシテ、又現ニ自治的ニ其ノ方面ニ、地方廳等ニ於テモ相談係等ヲ置イテ居ルノデアリマスガ、之ニ對シテ或程度ノ助成ヲ加ヘル、矢張リ百萬圓バカリノ豫算ヲ以テ此ノ種ノ指導ヲサセヨウ、要スルニ軍事援護ノ相談デアリマシテ、是ハ遺家族ノ間ノ色々ナ紛議ノ問題ヲモ解決スル、

或ハ又育英ノ問題デアルトカ、或ハ職業ノ問題デアルトカト云フヤウナ問題ニ付テ出来ルダケノ斡旋ヲショウト云フ方針デアリマス、ソレカラ又傷痍軍人會等ノ手ヲモ借致シマシテ、サウシテ此ノ種ノ相談、身ノ上相談ヲ利用相談……傷痍軍人會等ノ身ノ上相談ヲ利用致シマシテ、勇士ノ遺家族ノ將來ニ付テ不幸ナコトノナイヤウニ出來ル限リノ努力ヲ致サウト思ツテ居ルノデアリマシテ、今回十三年度ノ追加豫算ニ相當ノ經費ヲ要求致シテアリマス

○子爵富小路隆直君 同ヒマスガ、十五條ノ第二項ニ「前項ノ職業紹介事業ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム」トアリマスガ、此ノ命令ニ依ッテ取締規定ヲ作ラレントノナイヤウニ出來ルダケノコトハ致サウ、殊ニ此ノ種ノ機關ト致シマシテハ、地方廳並ニ町村役場等ニ相談係ト申シマスカ、或ハ相談所ト申シマスカト云フヤウナモノヲ設置セシメマシテ、又現ニ自治的ニ其ノ方面ニ、地方廳等ニ於テモ相談係等ヲ置イテ居ルノデアリマスガ、之ニ對シテ或程度ノ助成ヲ加ヘル、矢張リ百萬圓バカリノ豫算ヲ以テ此ノ種ノ指導ヲサセヨウ、要スルニ軍事援護ノ相談デアリマシテ、是ハ遺家族ノ間ノ色々ナ紛議ノ問題ヲモ解決スル、

○子爵富小路隆直君 同ヒマスガ、十五條ノ第二項ニ「前項ノ職業紹介事業ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム」トアリマスガ、此ノ命令ニ依ッテ取締規定ヲ作ラレントノナイヤウニ出來ルダケノコトハ致サウ、殊ニ此ノ種ノ機關ト致シマシテハ、地方廳並ニ町村役場等ニ相談係ト申シマスカ、或ハ相談所ト申シマスカト云フヤウナモノヲ設置セシメマシテ、又現ニ自治的ニ其ノ方面ニ、地方廳等ニ於テモ相談係等ヲ置イテ居ルノデアリマスガ、之ニ對シテ或程度ノ助成ヲ加ヘル、矢張リ百萬圓バカリノ豫算ヲ以テ此ノ種ノ指導ヲサセヨウ、要スルニ軍事援護ノ相談デアリマシテ、是ハ遺家族ノ間ノ色々ナ紛議ノ問題ヲモ解決スル、

○政府委員(山崎巖君) 第十五條ノ豫想致

ダラウト思ヒマス、サウ云フヤウナコトヲチヨット御伺ヒシタイト思ヒマス

○政府委員(山崎巖君) 第十五條ノ第二項ノ命令、是ハ段々研究ヲ致シテ居リマシテ、現在デハ只今御示シノ通リニ地方縣令ニ任セテ居ルノデアリマス、從ヒマシテ多少地方府縣デマチヽノ所モアリマス、又取締ノ徹底ヲ缺クヤウナ憂モアルノデアリマス、考ヘ方ニ依リマシテハ、只今富小路子爵カラ御示シニナリマシタヤウニ、斯ウ云フ者コソ徹底的ニ取締ツテ、國ノ職業紹介所デヤルシテ、全國的ニ一律ニ取締ヲ致シタイト考ヘテ居リマス、現在地方縣令ノ取締ノ不徹底ナ點ハ、今回ハ十分ニ之ガ徹底ヲ圖リマスルヤウニ致シタイト、斯ウ云フ風ニ只今ノ所ハ考ヘテ居リマス

○子爵富小路隆直君 先程カラ申上ゲタヤウナ理由ニ依リマシテ、私ト致シマシテハ、第十五條ト云フモノヲ拵ヘテ、斯ウ云フ例外ナク此ノ規定ヲ適用シテヤルト云フコトガ、御差支ナケレバ、チヨット伺ッテ見タイト思ヒマス

○子爵富小路隆直君 只今御答ガゴザイマシタガ、今モ申サレマシタヤウニ、國營トシテヤルコトガ困難デ、尙且斯ウ云フモノノ紹介ハ非常ニ「デリケート」デアルト云フ

所ニ色々ノ問題ガ起ルノグラウト私ハ思フ
ノデアリマス、此ノ點ハドウカ一ツ能ク御
考ニナシテ、取締方面ニ於テモ、又ソレ以外
ニモ、何カ適當ナ方法ガゴザイマスレバ、
能ク御考ニナシテ遺憾ナキヤウサレタイト
思フノデアリマス、ソレカラモウ一ツ伺ッテ
置キマスガ、此ノ「命令事項案」ニ「酌婦及之ニ
類スル者」トアリマス、酌婦ト云フノハ、現
在デハ酌女、女給、私娼ト云フ者ガ酌婦ニ
ナシ居ルヤウデアリマスガ、「之ニ類スル者」
ト云フト、ドウ云フモノデスカ

○政府委員(山崎巖君) 之ニ類スル職業ト
申シマスルノハ、大體女給等ヲ考ヘテ居ッタ
ナリマスル接客業者デゴザイマスレバ、此
ノ中ニ含ム、斯ウ云フ風ニ考ヘテ居リマス
ノデゴザイマス

○子爵富小路隆直君 尚同ヒマスガ、女給
ハ酌婦ニ入ッテ居ルノデアリマセヌカ、内務
省ノ解釋トシテ、大正十四年カノ改正デ……

○政府委員(山崎巖君) 現在ノ内務省令ノ
營利職業紹介事業取締規則ノ第二十三條デ
ゴザイマスガ、「本令ハ藝妓酌婦又ハ之ニ類ス
ルモノ」ト云フ「之ニ類スルモノ」ヲ中ニ女給ヲ

加ヘマシテ、取締ヲ致シテ居ルヤウデゴザ
イマス

○委員長(公爵岩倉具榮君) 外ニ大體ニ付
テノ御質問ニナリマシタ藝術娼
妓ノ問題デアリマスガ、從來府縣令ニ委シ
テアルノヲ、省令ヲ以テ、或ハ厚生省トシ
テ省令デ統制シヨウト思フト云フコトデア
リマスガ、是ハ矢張リ根本問題ガ決リマセヌ
ト、ウツカリ省令デ御定メニナシテモ御困リ
ニナリハセヌカト云フ杞憂ヲ懷クノデアリ
マス、成ル程是ハ一種ノ特別ノ紹介事業ダ
カラ、例トシテ居ル、國ガ直接ヤルダノト
云フコトハチヨット相應シクナイト云フコ
トデアリマスガ、マア不慣レナコトヲ餘リ
早クオヤリニナラヌ方ガ却テ宜カラウト思
ヒマス、將來ハイザ知ラズ……唯茲ニ省令
ナドトシテ御定メニナラウト云フ時ニ於テ、
ハ國策トシテ公娼トカ私娼トカ云フモノヲド
ウスルカト云フ根本問題ガ決ラヌノニ、唯
省令ナドヲ出スト云フコトハ、如何デアラ
ル一ツデアリマスカラ、警保局バカリデハ
ナイ、ドウシテモ厚生省系統ガ、是ハ餘程思
買ノ禁止ト云フ問題ハ、社會事業ノ重大ナ
ノ立場ガ矢張リ斯ウ云フ問題ニハ、人身賣
ル千萬デアリマスト云フノデ、婦人團體
ヤ、婦人矯風會ナンゾガ、日本ノ國辱
ニナルカラ、何モ政府ガサウ云フコトデ同
意シタト云ッテ、我々國民ハサウデヤナ
イト言ツテ電報ヲ打ッタコトガアリマス、其
ノ時ニ富田部長ガ我々ニ……我々モ其ノ
電報ヲ打ツコトノ方ノ贊成者ノ一人デアッ
タノデアリマス、ソレデ社會局ノ方デハ
富田君初メ如何ニモ御尤ダ、其ノ態度ハ、
ト云ッタヤウナコトノ沿革ガアルノデアリ

十四號ヲ廢止シヨウト云フ問題モ御承知ノ
通リ大變起ッタノデアリマス、ソコデ是迄藝
妓ト云フコトガ内務省ノ警保局系統ニナッ
テ居ルト云フコトハ、長イ間ノ沿革デ、風
俗警察トシテハ、各國共ニ從來警察デヤッ
テ居ルノハ勿論デアリマスガ、唯時代ノ變
遷ト共ニ社會事業トカ、社會教化ノ方面カ
ラ見ナケレバナラヌ、又見直サナケレバナ
ラヌ時代ニ大分前カラ到來シテ居ルノデア
リマス、警保局ノ方ハ取締々々ト云フコト
ノ専門デアリマスルカラ、又立場モ多少違
フ、併シ地方局ノ方デハ稅ノ方カラ來テ居
ル、衛生局ノ方ハ病氣ノ方カラ來テ居ル、
社會狀態ト云フモノハ……、是迄厚生省系
統ノ、元ノ社會局ノ方ハ御承知ノ通リニチ
ヨツト局外ニナシテ居ル、併シナガラ社會局
ノ立場ガ矢張リ斯ウ云フ問題ニハ、人身賣
ル千萬デアリマスト云フノデ、婦人團體
ヤ、婦人矯風會ナンゾガ、日本ノ國辱
ニナルカラ、何モ政府ガサウ云フコトデ同
意シタト云ッテ、我々國民ハサウデヤナ
イト言ツテ電報ヲ打ッタコトガアリマス、其
ノ時ニ富田部長ガ我々ニ……我々モ其ノ
電報ヲ打ツコトノ方ノ贊成者ノ一人デアッ
タノデアリマス、ソレデ社會局ノ方デハ
富田君初メ如何ニモ御尤ダ、其ノ態度ハ、
ト云ッタヤウナコトノ沿革ガアルノデアリ

マス、ソコデ將來職業紹介トシテノミナラ
ルト云フヤウナコトハ、大變職業紹介ト云
フコトト關聯スル問題デアリマス、ダカラ
其ノ國策ガハッキリ決ラヌ限り、ウツカリ省
令ナンドヲ出スコトハドンナモノデアラウ
カ、内務省令四十四號が既ニ問題ニナッテ居
ルカラ、斯ウ云フコトニ付テ厚生省ハドウ
云フ御考デセウカ、獨リ風俗警察バカリデ
ナイ、斯ウ云フヤウナ問題ハ、厚生省ノ廣
イ意味ニ於テ人身賣買禁止ナルモノハ、餘
程社會事業トシテモ或意味ニ重大ナル所管
ノ一つ位ニシテモ考ヘナケレバナラヌト云
フ御考ハ御持チニナラヌノデセウカ、是迄
ノ從來ノ經過ヲ承ッテ置キタイ、又將來ノ御
方針ヲ承リタイト思ヒマス

ハ 關係無イコトヲ一ツ御含ミ置キヲ願ヒ
イト思ヒマス、娼妓ノ紹介業ト云フモノハ
認メラレテナイノデアリマス、從ツテ娼妓ニ
關スル國策ト云フコトノ如何モ、松井委員
ノ御話ハ、恐らく此ノ人身賣買ノ問題ハ娼
妓ニ關スル御話ガ其ノ中心デハナイカト思
ヒマスガ、此ノ十五條ノ問題トハ、私共ハ
フコトハ、此ノ十五條ノ問題トハ、私共ハ
關係ガナイヤウニ考ヘテ居ルノデアリマス、
從ヒマシテ十五條ニ關スル命令ヲ省令デ決
メマシテモ、ソレハ現ニ認メラレテ居リマ
スル藝妓及酌婦ノ紹介ノコトデアリマスカ
ラ、是ハ厚生省令デ決メマシテモ差支ハナ
インヂヤナイカ、勿論尙藝妓竝ニ酌婦ノヤ
ウナ職業ヲ認メルカ認メナイカト云フ色々
問題ガアルカ知レマセヌガ、ソレハ娼妓ニ關
問題トハ全ク違フノデハナイカ、娼妓ニ關
スル問題ニ付キマシテハ、今之ヲドウスル
カト云フヤウナコトニ付テハ、厚生省トシ
テハ新シイ國策ヲ樹テ、斯ウ云フ工合ニス
ルト云フコトニ付テハ何モ申上ゲラレマセ
マス、職業紹介ト致シマシテハ、娼妓ノ問
題ト關係ガ無イコトヲ一ツ御含ミヲ願ヒマ
シテ、サウシテ十五條ハ藝妓及酌婦及ビ之

ニ類スル者ノ紹介デアリマスカラ、是ハ矢張リ省令デ決メマシテモ差支ナイ、勿論省令ノ施行命令等ニ付キマシテ、地方事情ノ如何ニ依ルベキモノハ、省令カラ地方命令ニ譲リマシテ、サウシテ地方命令デソレゾヤウニ致スコトハ勿論、厚生省デ決メマシテモ是ハ別ニ差支ナイト思ッテ居リマス〇松井茂君 チヨット、モウ一ツ伺ヒマスガ、サウスルト娼妓ト云フモノノ紹介ト云フコトハ、只今デハ全ク自由ニナッテ居ルノデアリマセウカ、私ハ大分前ニ、詳シイ事ハ知リマセヌガ、前ニハ何カ娼妓ノ方ノマスガ、縣ニ依ヅテハ……、サウスルト娼妓ノ方ハ、全ク紹介ト云フモノハ自由ト心得テ宜イデセウカ、只今ノ御答辯ノ通リ…………

ハ、只今次官カラ申上ゲマシタ通リデアリ
マシテ、職業紹介ト云フ關聯ニハ全然包含
致シテ居ラナイノデアリマス、唯事實上、
此ノ娼妓ノ世話ヲ致ス者ガアリマスノデゴ
ザイマスガ、是ハ廳府縣令デ取締ヲ致シマ
シテ、全部廳府縣令ニ委シテ、職業紹介ト
云フ關聯ニ全然入ッテ居ラナイノデアリマ
ス

私ノ考ト政府ノ御考モ同ジグラウ、斯ウ思ヒマシタカラ、此ノ邊ハ能ク今後ノ爲ニ不便ノアリマセヌヤウニ、申ス迄モナイコトデアリマスガ、御配慮ヲ頼ヒマス、チヨット伺ッテ置キタイ、第二條ニ「何人ト雖モ職業紹介事業ヲ行フコトヲ得ズ」斯ウ云フ立法令ガ、今迄ハチヨット私淺見デ存ジマセヌガ、詰リ政府ノ外ハ何人ニモ禁止スル、所謂マア免許營業ト云フヤウナモノデ、或者ハ免許ヲ得ナケレバイケナイ、許可ヲ得ナケレバイカヌト云フモノニハナツテ居リマスケレドモ、斯ウ云フ立法ハ始メテ、ハゴザイマスマイカ、政府ノ外、何人ト雖モ職業紹介事業ヲ行フコトヲ得ズ、營業ノ自由、自由主義ガ盛ナ時分ニハ總テ營業ハ自由ダ、唯行政上ノ取締ノ爲ニ許可認可營業ガアル、斯ウマア我々ハ何シテ居ルノデアリマスガ、此ノ頃ハ國家統制主義カラデモアリマセウガ、斯ウ云フヤウナ二條ノ規定ハ、他ニ立法令ガゴザイマセウカ、ソレガミタヤウデアリマスガ、十五條ニハ所謂主務大臣ノ指定スル職業ニハ差支ナイ、斯ウ云フ例外ヲ置イテ居ル、尙又附則ニハ、今ノ二十一條ノ如キ現ニヤツテ居ルモノハ引

繼承シタ者ハヤルコトガ出來ル、斯ウ云フ
例外ニナツテ居ルノデアリマスガ、二條ノ規
定ガ他ニ例ガナイトスルト、恐ロシイヤウナ
規定ニ私共ニハ感ズルノデアリマスガ、何カ
此ノ間ニ政府ハ、總テノ法令ニ依ッテ、勅令等
ニ依ッテ除外サレタルモノノ外ハ、總テノ職
業紹介事業ヲ管理スルトデモ積極ニ御書き
ニナリマシテ、二條ノヤウナ只今ノ時勢ニ、
又「センシティーヴ」ナ規定ヲ御設ケニナ
ルト云フコトハドウ云フモノデアルダラウ
カ、況ンヤ十五條モ出テ來、二十一條モ出
テ來ル、コンナ感ジガスルノデアリマスガ、
其ノ邊ニ付テ御説明ヲ願ヒマス

致シタノデアリマス、特ニ此ノ條文トシテ
後トノ方ニ譲リマシタヤウナ次第デアリマス、
第二十條、第二十一條ハ、是ハ經過ト申シ
マスカ、全體ヲ含メルト云フノデナクテ、
二十條ニ付テハ、當分ノ内之ヲ認メマス、
二十一條ニ付テハ、現ニ行政官廳ノ許可ヲ受
ケテ職業紹介事業ヲ行フ者、及ビ其ノ者カ
ラ相續ニ依ツテ繼承シタ者ト云フ、風ニ限ツテ
居リマスノデ、附則ニ持ツテ來タヤウナ譯デ
アリマス、尙第二條ヲ特ニ茲ニ書キマシタ
ノハ、第九條ノ罰則規定ト比較ラシテ御覽
ヲ願ヒマスレバ、稍明瞭ニナルト思ヒマス
ガ、第一條ガゴザイマシタ方ガ罰則規定ヲ
置キマス場合ニモ、ドウモ明瞭ニナルヤウ
ニ考ヘタノデアリマシテ、罰則ヲ置キマス
以上ハ餘程其ノ點ハ明瞭ニシテ置キマセヌ
ト、色々將來問題ヲ起シテモイケナイト云
フノデ、特ニ此ノ二條ヲ入レマシタヤウナ
次第デアリマス、要スルニ第二條、第二十
一條ヲ含セマシテ職業紹介事業ニ付キマシ
テハ、本則トシテ國家ガ之ヲ管掌スルト云
フ趣旨デアルノデアリマス

ナ譯デ、二十一條デスネ、二十一條ハ經過規定ノヤウデアリマスケレドモ、是ハ經過規定デヤナイト思ヒマス、イツデモ、永久ニ是ハ相續ニ依ッテ繼承シテ行クト云フ譯デアリマスガ、唯矢張リ此ノ二條ノ例外ノ、現ニヤツテ居ル者ガ有料デ、無料デ……是ハ有料ダケデスカ、有料ノヤツデスネ、有料ノヤツハ入レル、是ハ又相續ニ依ッテ永遠ニヤツテ行クト云フ譯デアリマスカラ、丁度十五條ノ立場ニアルモノデヤアリスマイカ、唯本法ヲ施行ノ際ニヤツテ居ル者ダケニ範圍ヲ限ッタモノデスカ、是ガイツ迄經ッテモノ内ノモノデアリマス、二十一條ハ實質的本法ガ、若シアルベキ間ハ二十一條ハ、此ノ附則ノ中カラ取レマセヌ、後トハ皆當分ノ内ノモノデアリマス、二十一條ハアリマセヌカ、是ハ形式論デハゴザリマスケレドモ、經過規定デハナイヤウニ思ハレマスガ

ナインヂヤナイカト思ヒマス、從ヒマシテ斯

ウ云フ風ナ限定シマシタ範圍ニ致シマシタ

場合ニ、本則ニ依ッテ行キマスコトハ如何デ
アルカト云フコトデ、附則ニ致シマシタノ

デアリマス、二十一條トハ稍異ッテ居リマス

ガ、矢張リ附則ノ方ガ適當デアルト存ジマ
ス

○田所美治君 第九條ノ御説明モ、第二十

一條ノ御説明モデス、是ハ原案ヲ支持スル
爲ノ御説明ト承ッテ置キマスガ、或ハ私ガ御

尋ネシタヤウナ趣意ノ方ガ適當デアッタカ
ノヤウニ、今ノ御説明デハ感ズルノデゴザ

イマス、是ハ意見デアリマスガ申上ゲマス

○委員長(公爵岩倉具榮君) 外ニ御質問ハ
ゴザイマセヌカ、チヨット速記ヲ止メテ

(速記中止)

○委員長(公爵岩倉具榮君) 速記ヲ始メ
テ……外ニ大體ニ付テノ御質問ガナケレバ逐
條審議ニ入リマス、第一條ニ付テ別ニ御質
問ハゴザイマセヌカ……、御質問ナケレバ

第二條ニ移リマス

○子爵富小路隆直君 第一條ニ職業紹介事
業トナツテ居リマスガ、此ノ意味ガ紹介事業

ト云フモノト、然ラザルモノトアルダラウ
ト思ヒマス、其處ノ所ヲチヨットハツキリ伺
テ置キタイト思ヒマス

○政府委員(山崎巖君) 職業紹介事業ト申

シマスノハ、職業紹介ヲ業トスルモノヲ云

フ譯デアリマス、職業紹介ト申シマスルノ
ハ、御承知ノ通リニ求人及求職ノ申込ヲ受

ケマシテ、雇傭契約ヲ媒介スル仕事ガ職業
紹介デアリマス、職業紹介事業ト申シマス

ル以上ハ、其ノ行爲ガ反覆繼續スル意思ヲ
以テ、其ノ行爲ヲ反覆繼續スル場合ニ限ル
ノデアリマシテ、唯人ノ世話ヲスルト云フ
モノガ入ラヌノハ當然デアリマス、要スル
ニ反覆繼續ヲシナケレバ業ニハナラヌ、斯

ウ云フ風ニ御解釋ヲ願ヒタイト思ヒマス
○松井茂君 第二條ハ、是ハ初メカラ斯ウ
ノ立法沿革ヲ承リタイガ、ト云フノハ、此
ノ間モ度々申シマシタヤウニ、從來ノ營業
者ト云フモノハ、長イ間ノ沿革ガアッテ、言
ハバ一種ノ既得權デアリマスガ其ノ存在ヲ
認メラレナイデ、是ハ論理ハ能ク貫イテハ
シタ卒業生ノ就職ノ場合ヲ御考へ戴ケバ一
番能ク分ルト思ヒマス、職業指導ニ付キマ
シテ要綱ダケヲ諸問ヲ致シタノデアリマシ
タノデ、第一條、第二條併立シマシタヤウ
ナ諸問ニハ相成ツテ居ラナカッタノデアリマ
ス、併シナガラ段々立法ヲ研究致シテ參リ
マスト、矢張リ罰則ノ關係、ソレカラ將來
ノ方針ノ問題等ヲ段々考ヘテ參リマスルト、
ドウシテモ第二條ノヤウナ條文ヲ入レマシ
タ方ガ、全體ノ立法ノ建前モ明瞭ニナツテ來
ルシ、罰則ノ適用ニ付テモ將來問題ヲ殘サ
ナイト云フコトニナツタノデ、第二條ヲ明示

云フ立法ヲ御設ケニナツタデセウカ、一體此
ノ立法沿革ヲ承リタイガ、ト云フノハ、此

シ此ノ間申上ゲタ通り、何トナク此ノ案ハ、
シ此ノ間申上ゲタ通り、何トナク此ノ案ハ、

優良ナルモノハ例外ノ例外ナンダカラト云
フノガ本筋ニナツテ居ル、ソコデ第二條ト云

フモノモ論理上、斯ウ書カレタ方ガハッキリ
シテ居ルデセウガ、我々ノ方カラ言ヘバ、

シテ居ルデセウガ、我々ノ方カラ言ヘバ、
シテ居ルデセウガ、我々ノ方カラ言ヘバ、

ケレバ第三條ニ移リマス

○細田安兵衛君 私ハ前回他ノ委員會ニ行ッ
テ居リマシテ闕席シマシタカラ、或ハ既ニ
御質問ガアッタノカモ知レマセヌガ、第三條

ノ指導ト云フコトハ、ソレカラ輔導ト云フ
コトガアリマスガ、ドウ云フ其處ニ違ガア
ルカ、ソレカラ又第三項ニ紹介及指導ハ、

是ハ無料トストアルガ、輔導ノ方ハ有料ニ
ナルノデアリマスカ、ソレヲチヨット伺ヒタ
イ

ルカ、ソレカラ又第三項ニ紹介及指導ハ、
是ハ無料トストアルガ、輔導ノ方ハ有料ニ
ナルノデアリマスカ、ソレヲチヨット伺ヒタ
イ

ルカ、ソレカラ又第三項ニ紹介及指導ハ、
是ハ無料トストアルガ、輔導ノ方ハ有料ニ
ナルノデアリマスカ、ソレヲチヨット伺ヒタ
イ

ルカ、ソレカラ又第三項ニ紹介及指導ハ、
是ハ無料トストアルガ、輔導ノ方ハ有料ニ
ナルノデアリマスカ、ソレヲチヨット伺ヒタ
イ

ルカ、ソレカラ又第三項ニ紹介及指導ハ、
是ハ無料トストアルガ、輔導ノ方ハ有料ニ
ナルノデアリマスカ、ソレヲチヨット伺ヒタ
イ

ルカ、ソレカラ又第三項ニ紹介及指導ハ、
是ハ無料トストアルガ、輔導ノ方ハ有料ニ
ナルノデアリマスカ、ソレヲチヨット伺ヒタ
イ

ルカ、ソレカラ又第三項ニ紹介及指導ハ、
是ハ無料トストアルガ、輔導ノ方ハ有料ニ
ナルノデアリマスカ、ソレヲチヨット伺ヒタ
イ

ルカ、ソレカラ又第三項ニ紹介及指導ハ、
是ハ無料トストアルガ、輔導ノ方ハ有料ニ
ナルノデアリマスカ、ソレヲチヨット伺ヒタ
イ

ルカ、ソレカラ又第三項ニ紹介及指導ハ、
是ハ無料トストアルガ、輔導ノ方ハ有料ニ
ナルノデアリマスカ、ソレヲチヨット伺ヒタ
イ

ルカ、ソレカラ又第三項ニ紹介及指導ハ、
是ハ無料トストアルガ、輔導ノ方ハ有料ニ
ナルノデアリマスカ、ソレヲチヨット伺ヒタ
イ

ルカ、ソレカラ又第三項ニ紹介及指導ハ、
是ハ無料トストアルガ、輔導ノ方ハ有料ニ
ナルノデアリマスカ、ソレヲチヨット伺ヒタ
イ

ルカ、ソレカラ又第三項ニ紹介及指導ハ、
是ハ無料トストアルガ、輔導ノ方ハ有料ニ
ナルノデアリマスカ、ソレヲチヨット伺ヒタ
イ

ルカ、ソレカラ又第三項ニ紹介及指導ハ、
是ハ無料トストアルガ、輔導ノ方ハ有料ニ
ナルノデアリマスカ、ソレヲチヨット伺ヒタ
イ

ルカ、ソレカラ又第三項ニ紹介及指導ハ、
是ハ無料トストアルガ、輔導ノ方ハ有料ニ
ナルノデアリマスカ、ソレヲチヨット伺ヒタ
イ

ルカ、ソレカラ又第三項ニ紹介及指導ハ、
是ハ無料トストアルガ、輔導ノ方ハ有料ニ
ナルノデアリマスカ、ソレヲチヨット伺ヒタ
イ

ルカ、ソレカラ又第三項ニ紹介及指導ハ、
是ハ無料トストアルガ、輔導ノ方ハ有料ニ
ナルノデアリマスカ、ソレヲチヨット伺ヒタ
イ

ルカ、ソレカラ又第三項ニ紹介及指導ハ、
是ハ無料トストアルガ、輔導ノ方ハ有料ニ
ナルノデアリマスカ、ソレヲチヨット伺ヒタ
イ

ルカ、ソレカラ又第三項ニ紹介及指導ハ、
是ハ無料トストアルガ、輔導ノ方ハ有料ニ
ナルノデアリマスカ、ソレヲチヨット伺ヒタ
イ

ルカ、ソレカラ又第三項ニ紹介及指導ハ、
是ハ無料トストアルガ、輔導ノ方ハ有料ニ
ナルノデアリマスカ、ソレヲチヨット伺ヒタ
イ

ケア一デゴザイマスガ、就職後ノ世話迄及
ブノガ職業指導デアリマス、職業紹介機關
ト小學校ト相俟テ職業紹介ヲ從來ヘヤッテ
居ルノデアリマスガ、今回モ更ニサウ云フ
方面ニ力ヲ注グコトニ致シマシテ、職業紹
介機關デハ、只今申上ゲマシタヤウナ範圍
ノ職業指導ヲ十分ニヤッテ行キタイト考ヘ
テ居リマス、ソレカラ職業輔導ト申シマス
ノハ、是ハ此ノ前モチヨット御説明ヲ申上ゲ
タノデアリマスガ、仕事ヲ求メル人ニ對シ
マシテ、特定ノ一ツノ定ッタツノ職業ニ就
カシム目的ヲ以チマシテ、必要ナ職業技
術ト申シマスカ、職業上ノ知識ト申シマス
カ、是等ヲ授ケテヤリマシテ、其ノ仕事ヲ
求タル人ニ職業能力ヲ補フ趣旨ノ仕事ガ、
職業輔導デゴザイマス、例ヲ取ッテ申シマス
ト、例ヘバ「タイプライター」ヲ教ヘタリ、
或ハ簡単ナ理髪ヲ教ヘタリ、或ハ木工位ノ
職業指導ハ先程申スヤウナ小學校卒業後ノ
就職斡旋デアリ、又其ノ後ノ世話デゴザイ
マスカラ、是ハ當然無料デヤリマスコトガ
適當デアルト思ヒマス、輔導ノ方ハ場合ニ
依リマスト、幾ラカ手數料ト申シマスカ、
使用料ヲ取ッテ宜イ場合モアルヤウニ思ヒ

マスノデ、必ズシモ無料ト云フコトヲ原則
ニ致サナカツタノデアリマス、職業紹介ガ無
料デアリマスノハ、從來カラノ關係モアッ
テヤッテ居ルノデアリマス
○委員長(公爵岩倉具望君) 外ニ御質問ガ
ナケレバ第四條ニ移リマス、……別ニ御質
問モナケレバ第五條ニ移リマス……、別ニ
御質問ガナケレバ第六條ニ移リマス、次ニ
第七條ニ移リマス……第八條ニ移リマス
○田所美治君 勞務供給事業ト申シマスト、
此ノ職業紹介事業トドウ云フヤウニ違ツテ居
リ……實ヘ此ノ八條ト一緒ニシテ御尋ネシマ
シタガ、造船職工ヲ千人バカリ貰ヒタイト
リマスカ、是ハ造船所デ職工ヲ千人バカ
リ……實ヘ此ノ八條ト一緒ニシテ御尋ネシマ
シテ、其ノ點ニ於キマシテ、全然職業紹介ト
ハ觀念ヲ異ニスルノデアリマス、要スルニ
給シマスマヤウナ仕事デゴザイマシテ、職
業紹介トハ全然區別サレテ觀念セラレルト
考ヘルノデアリマス、勞務供給事業ノ中ニ
別ト申シマスカ、區別ガ玄人ニモ立ツモノ
デアリマセウカ、チヨット伺ッテ置キマス、
若シソレ造船ノ機械職工ヲ五百人バカリ貰
ヒタイト、斯ウ云フコトヲ職業紹介所ヘ言
ヒマスカ

○政府委員(山崎巖君) 職業紹介ノ觀念ハ
申ス迄モナク此ノ求人、求職者ノ間ニ立
メニ應ジマシテ、一時的勞務ニ使用セ
シメマスル目的デ勞務者ヲ供給スル事業デ
ニハ關係ガ無クシテ、寧ロ供給業者ト勞務者
トノ間ニ雇傭關係、又ハ事實上ノ支配關
係ガ出來ルコトニナル譯デアリマス、供給
業者ノ責任ニ於テ、勞務者ヲ、他人ヲシテ
使用セシムルト云フ觀念ニナル譯デアリマ
セウカ、私實ハ造船事業ナドニモ多少ノ關
係ヲ持ッテ居リマシタガ、詳シイ事ハ存ジマ
セヌケレドモ、斯ウ云フ種類ノモノデ、此
ノ勞務供給事業ニナルヤウナ分モアルヤウ
デアリマスケレドモ、造船職工ヲ千人トカ、
何千人トカ云フヤウナモノモアルノデゴザ
イマスネ、ソレヲ雇ッテシマヒマシテ、恆久
的ノ所謂職工ニナル、ソレハ立派ナ職業ダ
ラウト思ヒマス、勞働ヲ以テ……勞働ダ
ケデアリマセヌ、ソレハ立派ナ學問モ技
術モ要ル譯デゴザイマスガ……斯ウ云フ一
時的ノモノデ勞務供給事業ヘ行クノガ、即
チ勞務供給事業デ恒久的ニナルモノデアル
ナラバ、紹介所ノ方へ來ル、斯ウ了解シテ
宜シウゴザイマセウカ、無論是ハ八條ガナ
ケレバ、一時的ノモノナラバ因ル譯デアリ
マセウケレドモ、ソレデヤマア一時的ト恆
久的ノモノダト、斯ウ了解シテ宜シウゴザ

○政府委員(山崎巖君) 勞務供給ノ方ハ先
程モ申上ゲマシタヤウニ、供給業者ガ自分
ノ責任デ人夫デアリマストカ、派出婦デゴ
キ者、或ハ人夫ト、斯ウ云フ御話、一時ノ
勞務ニ服スル者、一月位ノ契約デ直キニ解
雇サレルトカ云フ臨時ノ者ト、定職ノ者ト
云フヤウナ區別ニ了承シテ宜シウゴザイマ
セウカ、私實ハ造船事業ナドニモ多少ノ關
係ヲ持ッテ居リマシタガ、詳シイ事ハ存ジマ
セヌケレドモ、斯ウ云フ種類ノモノデ、此
ノ勞務供給事業ニナルヤウナ分モアルヤウ
デアリマスケレドモ、造船職工ヲ千人トカ、
何千人トカ云フヤウナモノモアルノデゴザ
イマスネ、ソレヲ雇ッテシマヒマシテ、恆久
的ノ所謂職工ニナル、ソレハ立派ナ職業ダ
ラウト思ヒマス、勞働ヲ以テ……勞働ダ
ケデアリマセヌ、ソレハ立派ナ學問モ技
術モ要ル譯デゴザイマスガ……斯ウ云フ一
時的ノモノデ勞務供給事業ヘ行クノガ、即
チ勞務供給事業デ恒久的ニナルモノデアル
ナラバ、紹介所ノ方へ來ル、斯ウ了解シテ
宜シウゴザイマセウカ、無論是ハ八條ガナ
ケレバ、一時的ノモノナラバ因ル譯デアリ
マセウケレドモ、ソレデヤマア一時的ト恆
久的ノモノダト、斯ウ了解シテ宜シウゴザ

ザイマストカ、サウ云フ者ヲ供給ヲシマス
仕事デゴザイマス、從ヒマシテ全部ノ責任
ガ此ノ供給ヲ受ケル方ノ側ト、ソレカラ供
給業者ノ間ニ生ズル譯デゴザイマスルガ、
紹介ノ方ニナリマスルト、紹介シマスルト
モウソレ迄デゴザイマシテ、後トハ紹介ヲ
受ケタ者ト労務者ノ方、此ノ間ニ雇傭關係
ガ成立スルコトニナルノデアリマス、其ノ
點ガ全然供給業者ト職業紹介トハ區別ヲシ
テ考ヘラレルノデゴザイマス

○田所美治君 是ハ「何人ト雖モ職業紹介事
業ヲ行フコトヲ得ズ」ト觸れ出シテ居ルヤウ

ナ譯デアリマスカラ、八條ノ方モ、イッソノ
コト政府ガヤツテヤルト、斯ウ云フコトニ行
カヌモノデアリマスカ、無料デヤルト、斯
ウナリマスカラ、此ノ労務者カラ有料デ搾
リ取ル、サウシテ一種ノマア是ハ契約ヲ結
ンデ團體ヲ支配下ニ置イデヤル、斯ウ云フ
ヤウナコトハ、是コソ此ノ立法ガ出來レバ
政府デオヤリニナルト、斯ウ云フ所ニ御考
ヘ付キニナラナカツタモノデアリマセウカ、
又支障ガアリマセウカ

○政府委員(山崎巖君) 勞務供給事業ニ付
キマシテハ只今モ申上ゲマシタヤウニ、從
來全然取締令モナカツタヤウナ情況デゴザ
イマス、從ヒマシテ御承知ノ通りニ此ノ事
業ニ付キマシテハ、一面雇傭主ノ方カラハ
多イト思ヒマス、其ノ親方ノ責任ニ於テ人
而モ從來ハ全然取締ノ法令モナカツタヤウ
反面ニ於キマシテハ、労務者側ニ種々弊害

ナ情況デアルノデアリマス、從ヒマシテ之
ヲ全部國營デ此ノ際統一スルト云フコトハ、
非常ニ現狀カラ考ヘマシテモ無理デアリマ
スシ、今回ノ立法ニ於キマシテハ職業紹介
事業自體デハアリマセヌシ、又或類似事業
デハアリマスガ、此ノ事業ヲ或程度規制ヲ
加ヘ取締ヲ致シマシテ、労務ノ全體ノ適正
ナル配置ニ支障ヲ來サナイ程度ニ致シマシ
タノデアリマス、從來ノ沿革カラ考ヘマシ
テモ、之ヲ直ニ國營ニスルト云フコトハ
非常ニ困難デアリ、無理ガアルト考ヘルノ
デアリマス

○田所美治君 従來何カ弊害ガ是等ニアリ
サウニモ思ハレルノデスガ、ソレ等ハ今ノ
取締ニ關スルコトモヤルト云フ御話デアリ
マスケレドモ、其ノ點ハ差支ナイモノデア
リマセウカ、從來是ハ大體ニ於テウマク行ッ
テ居ルト、斯ウ了解シテ宜シウゴザイマス
ノデスガ、アノ西宮邊ニ杜氏ト云フモノガア
リマス、第一ニハ此ノ第八條ニ寄予ト云
フノハ入ルノデセウカ、昨日モ神戸ヘ參ッタ
ノデスガ、アノ西宮邊ニ杜氏ト云フモノガア
リマスネ酒ヲ造ル……アレナンカモ此ノ中
ニ入ルノデスカ、ソレカラ第二ノ問題ハ、
從來民業ニ委シタト云フ譯ハ、別ニ方法ガ
ナカツタト云フ御話デスガ、能ク朝鮮人トカ
或ハ北海道アタリデ人夫ヲ募ツタリ警察ナ
ドノ許可ガ要ルヤウナノハ、其ノ方ヘ入ッタ
モノデハナイデセウカ、第三ノ質問ハ、東京
府知事及^警視總監、知事ト云フ方ト^警視總
監ノ方ハドンナ區別ニナルノデスカ、此ノ
三點ヲ御伺ヒ致シマス

○政府委員(山崎巖君) 勞務供給事業ニ付
キマシテハ只今モ申上ゲマシタヤウニ、從
來全然取締令モナカツタヤウナ情況デゴザ
イマス、從ヒマシテ御承知ノ通りニ此ノ事
業ニ付キマシテハ、一面雇傭主ノ方カラハ
多イト思ヒマス、其ノ親方ノ責任ニ於テ人
而モ從來ハ全然取締ノ法令モナカツタヤウ
反面ニ於キマシテハ、労務者側ニ種々弊害
ナ情況デアルノデアリマス、從ヒマシテ之
ヲ全部國營デ此ノ際統一スルト云フコトハ、
非常ニ現狀カラ考ヘマシテモ無理デアリマ
スシ、今回ノ立法ニ於キマシテハ職業紹介
事業自體デハアリマセヌシ、又或類似事業
デハアリマスガ、此ノ事業ヲ或程度規制ヲ
加ヘ取締ヲ致シマシテ、労務ノ全體ノ適正
ナル配置ニ支障ヲ來サナイ程度ニ致シマシ
タノデアリマス、從來ノ沿革カラ考ヘマシ
テモ、之ヲ直ニ國營ニスルト云フコトハ
非常ニ困難デアリ、無理ガアルト考ヘルノ
デアリマス

○政府委員(山崎巖君) 勞務供給事業ニ付
キマシテハ只今モ申上ゲマシタヤウニ、從
來全然取締令モナカツタヤウナ情況デゴザ
イマス、從ヒマシテ御承知ノ通りニ此ノ事
業ニ付キマシテハ、一面雇傭主ノ方カラハ
多イト思ヒマス、其ノ親方ノ責任ニ於テ人
而モ從來ハ全然取締ノ法令モナカツタヤウ
反面ニ於キマシテハ、労務者側ニ種々弊害
ナ情況デアルノデアリマス、從ヒマシテ之
ヲ全部國營デ此ノ際統一スルト云フコトハ、
非常ニ現狀カラ考ヘマシテモ無理デアリマ
スシ、今回ノ立法ニ於キマシテハ職業紹介
事業自體デハアリマセヌシ、又或類似事業
デハアリマスガ、此ノ事業ヲ或程度規制ヲ
加ヘ取締ヲ致シマシテ、労務ノ全體ノ適正
ナル配置ニ支障ヲ來サナイ程度ニ致シマシ
タノデアリマス、從來ノ沿革カラ考ヘマシ
テモ、之ヲ直ニ國營ニスルト云フコトハ
非常ニ困難デアリ、無理ガアルト考ヘルノ
デアリマス

○政府委員(山崎巖君) 寄子ノ如キハ、其
ノ實體ガ勞務供給事業デアル場合ガ非常ニ
セシムルコトニ致シタノデアリマシテ、警
視總監ハ、主トシテ此ノ警察取締ノ方面ノ

權限ヲ警視總監ニ委ネル積リデ、警視總監ヲ加ヘタノデアリマス、勞務ノ統制ト勞務ノ取締ト兩方ノ仕事ガゴザイマスカラ、立法例トシテハ是ハ餘リ外ニ例ガナインデゴザイマスケレドモ、東京府知事ト警視總監ノ共管事項ニ致シタノデアリマス

○出光佐三君 此ノ勞務供給、所謂勞務者ヲ手ニ入レル場合ニハ、必ズ職業紹介所ヲ經ナクテモ、自分が直接交渉ヲシテ勞務者ヲ連レテ來テモ宜イ譯デアリマスガ、サウナリマス場合ニ自分ノ手ダケデハイケマセヌカラ、間接ニ或人ニ賴ンデ、マア大キナ募集ヲヤル場合ニハ最初ニ規定ガアリマスガ、日々濟シ崩シニ、何人デモ募集シテ行クト云フヤウナ場合ガアリマスガ、其ノ時ニ第

○政府委員(山崎巖君) 只今御述ニナリマシタヤウナ事例ハ、大體此ノ勞働者募集ニナル場合ガ多イノデヤナイカト思ヒマス、勞働者募集ニナリマスレバ、勿論地方長官ノ許可ヲ受ケナケレバナラヌ

○出光佐三君 ソレハ其ノ勞働者募集ト云フヤウナ風ニ、一時ニ固メテヤル場合ハ無論サウデセウガ、何人カ始終手許ニ置イテオイテ、工場邊リニ供給スルノガアリマス

○出光佐三君 サウシマスト職業紹介所ヲ通ジテ、毎日勞務者ノ紹介ヲ頼ンデ手ニ入レルコトハ是ハ差支ナイノデスネ、紹介所

ガ、サウ云フ時ニ募集ト云フコトデナクシテ、日々勞働者ノ足ラナイ時ニ今日一人デモ二人デモ宜イト云ッテ、探シテ居ルコトガナイ場合ニハサウ云フコト多イグラウト思ヒマス、其ノ際ニハ第三者ニ賴ンデ之ヲ連レテ來ル、是ハ職業紹介事業ミタイナコトニナリハシナイカト思ヒマスノデスガ、ソレデ必ズ職業紹介所ヲ通ジテサウ云フ勞務者ヲ探スカ、或ハ自分ノ勝手ニ第三者ヲ賴ンデ探シテ入レルカト云フノデスネ

○政府委員(山崎巖君) 必ズシモ職業紹介所ヲ通ス必要ハ無イト思ヒマスガ、第三者ヲ使ヒマシテモ、ソレガ募集行爲ト云フコトニナリマスレバ、此ノ第八條ニ依リマシテ、地方長官ノ許可ヲ受ケナケレバナラヌコトニナルト思ヒマス、具體的ノ問題トシテ、マア一人ヤ二人ヤル場合ニハドウカト云フコトニナリマスト、疑問ノ場合ガ生ズルト思ヒマスケレドモ、ソレガ相當ノ人數ヲ募集スルト云フ建前ニナリマスレバ、矢張リ第八條ノ取締ヲ受ケルコトニナルト思ヒマス

○出光佐三君 サウシマスト職業紹介所ヲ通ジテ、毎日勞務者ノ紹介ヲ頼ンデ手ニ入レルコトハ是ハ差支ナイノデスネ、紹介所

ニ賴ンデ勞務者ガ要ルンダガ、ドウカ御世話ヲ願ヒタイト、是ハマア差支ナイ譯デゴザイマセウネ

○政府委員(山崎巖君) ソレハ無論差支ナ

ガ、サウシマスト職業紹介所ヲ通ジテ、毎日勞務者ノ募集行爲ト云フコトニナリマス、此ノ第八條ニ依リマスレバ、此ノ表ヲ行フコトヲ得ズト云フヤウニ嚴格ニナツヒマシテ相當大キナ繼續的ニヤッテ居リマス、實際三人ヤ五人ノ人夫ヲ供給シテ居ルヤウナモノニ、此ノ規定ヲ適用スルト始終起ルグラウト思ヒマス、ソレデ第二條ニ依ッテ今ノ職業紹介事業ハ、何人ト雖モ之ヲ行フコトヲ得ズト云フヤウニ嚴格ニナツヒマシテ、昭和九年カラ、非常ニ勞務者ノ見マシテモ、昭和九年カラ、非常ニ勞務者ノ方ガ不足シテ居ルヤウナ統計表ニナツテ居リマスカラ、此ノ勞務供給ヲ爲スト云フヤウナ場合ニ、勞務者ヲ如何ニシテ手ニ入れルカト云フコトハ、餘程苦心スルグラウト思ヒマス、マア募集ノヤウナコトハ別ト致シマシテ、日々一人デモ二人デモ手ニ入れルカト云フコトニナルダラウト思ヒマスガ、サウシマスト此ノ職業紹介所ニ必ず賴マナケレバナラヌカ、或ハ一つ自分ノ懲

○出光佐三君 私ハ、此ノ勞務供給事業ト云フコトノ解釋ヲ誤ッテ居ルカモ知レマセスガ、是ハ勞務供給者ガ五十人モ百人、イツモ勞務者ヲ自分ノ手許ニ持ッテ居ッテ、サウシテ或工場ニ對シテソレヲ供給スル、斯ウ云フヤウナ場合デアラウト思ヒマスガ、

○政府委員(山崎巖君)　只今御述ニナリマ
シタ事例デゴザイマスレバ、豫メ勞務者募
集ノ許可ヲ一度受ケテ置キマシテ、ソレニ
依ッテヤレバ當然宜シイト思ヒマス、サウ云
フ風ニ毎日々々勞働者ノ必要ガアルト云フ
コトデゴザイマスレバ、一度豫メ府縣知事
ノ許可ヲ受ケマシテ、ソレニ依ッテ募集行爲
ヲヤレバ、一向差支ナイト思ヒマス

○子爵富小路隆直君　第三條ノ質問ノ時ニ
御尋ネスルノデアリマシタガ、チヨット忘レ
テ居ツタモノデスカラ、只今御伺ヒ致シマス、
俗ニ尻ガ落付カナイト云ヒマスカ、幾ラ紹
介シテヤツテモ直グ出テ來テ困ルト云フモ
ノモ實際アルダラウト思ヒマス、ソレカラ
或家ニ依ヅテハ非常ニ出入ノ頻繁ナ所ガア
ル、女中ヲ紹介シテヤツテモ、雇ハレル者ノ
方デ居ラレナイト云フヤウナ家モアルヤウニ
モ居ラレナイト思ヒマスガ、マア十人以上トカ
ニ、一人デモ二人デモ毎日探しテ來ナケレ
以下トカ云フヤウナ問題デナクシテ、一人
ヤ二人ヲ日々探しテ歩ク場合ガアラウト思
ヒマス

ガ、實際ソコデハ始終女中ガ替ツテ居ル、處
ガ是ハ當リ前ナンデ、女中ノ替ルノハ女中
ガ惡イノデヤナクテソコノ家ガ惡イ、サウ
云フヤウナノガアルノデス、サウ云フヤウ
ナ所ハ矢張リ紹介所デ相當調査ヲスル必要
ガアルダラウト思フノデス、ソレカラ先ニ
申シマシタ其ノ尻ノ落付カナイト云フヤウ
ナ者ハ、ドウ云フヤウナ處置ヲ今迄執ツテ居
ラレマスカ、ソコヲチヨット御伺ヒ致シマ
ス

○政府委員(山崎巖君) 従來カラ職業紹介
所ニ於キマシテハ人手モ足リマセヌ關係
上、十分求人、求職者ノ身元ノ調査ト云フ
ヤウナコトガ十分ニ參ッテ居ラナイ所ガア
ルノデアリマス、從ヒマシテ只今御示シニ
ナリマシタヤウナ事例ハ多カラウト存ズル
ノデアリマス、國營ニナリマスルト今回ハ
相當内容モ充實シテ參リマスルシ、就職後
ノ辭職、轉職ニ付キマシテハ十分留意ヲ致
シマシテ、出來ルダケ身ノ上相談等モ致シ
マシテ、サウ云フ弊害ノナイヤウニ努メテ
参リタイト思ツテ居ルノデアリマス

○委員長(公爵岩倉具榮君) 第八條ニ付テ
外ニ御質問ゴザイマセヌカ

○子爵實吉純郎君 此ノ第八條ニ「前項ノ勞
務供給事業及勞務者ノ募集ニ關シ必要ナル

事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム「トアリマスガ
今迄アリマシタ勞働者募集取締規則ト云フ
ノハ、是トハ別ニナルノデアリマスカ
○政府委員（山崎巖君） 従來ノ勞働者募集
取締規則ハ、是ハ全然警察取締ノ方面ニ於キ
マシテ、内務省令ヲ以テ公布致シテ居ツタノ
デアリマス、今回ハ此ノ法律ニ依リマシテ、
此ノ法律ニ基キマスル省令ヲ出スコトニナ
ルノデアリマス、内容ニ於キマシテモ多少
改メタイ點モアルノデアリマシテ、從來ハ
例ヘバ、募集主ノ居リマスル所在地ノ府縣
知事ガ許可ヲ致シテ居ツタノデアリマシテ、
ト云フヤウニ考ヘテ居ルノデアリマシテ、
從來ノ省令ハ廢止致シマシテ、新タニ省令
ヲ出シタイト考ヘテ居リマス、ソレカラ勞
務供給事業ニ付キマシテハ先程申上ゲマシ
タヤウニ、全然之ガ取締規定ガ無イノデア
リマシテ、新シク省令ヲ出シタイト思ヒマ
ス

○委員長（公爵岩倉具榮君） 外ニ御質問ナ
ケレバ第九條ニ移リマス

○子爵富小路隆直君 チヨット速記ヲ……
（速記中止）

○委員長（公爵岩倉具榮君） 速記ヲ止メテ

○委員長（公爵岩倉具榮君） ソレデハ速記

ヲ始メテ……第九條ニ付テ外ニ御質問ナケレバ第十條ニ移
リマス……別ニ御質問モナケレバ第十一條ニ
ニ移リマス……次ニ第十二條ニ移リマス……
第十三條ニ移リマス……第十四條ニ移リマ
ス……第十五條ニ付テ外ニ御質問ゴザイマ
セヌカ……

○子爵富小路隆直君 此ノ第二項ノ命令事
項ハモウ草案デモ出來テ居ルノデスカ、是
カラ作ルンデスカ……

○政府委員(山崎巖君) 是カラ段々府縣令
ヲ能ク内容ヲ調査致シマシテ、ソレカラ立
案ヲ致シタイト思フノデアリマス、マダ今
ノ所、御目ニ掛ケル程度ニ至ツテ居リマセヌ
ガ公布ニナル時分ニハソレヲ作ラナケレバ
ナラヌデスガ、是ハ七月頃カラヤルノデゴ
ザイマスカ

○政府委員(山崎巖君) 大體本法ハ七月一
日施行ノ豫定ニ考ヘテ居リマスガ、ソレ迄
ニ關係ノ命令ハ全部準備致シマシテ、同時
ニ施行致シタイト思ヒマス

○委員長(公爵岩倉具榮君) 外ニ御質問ガ
ナケレバ第十六條ニ移リマス……別ニ御質
問ナケレバ第十七條、第十八條ニ移リマ
ス……次ニ第十九條、第二十條ニ移リマス……

第二十一條ニ移リマス

○田所美治君 イツモ下女ノコトヲ伺ヒマスガ、此ノ下女如キモノノ一番マア……今、

關屋君ハ大層御褒メニナリマスケレドモ、マスケレドモ、天下公衆ガ總テハルト思ヒ

石川ヘ參リマシテ、ソコデマア皆關屋君ヲ待遇シタヤウナ譯ニ行ケバ宜イノデゴザイマスケレドモ、ソレガママアドウモ心配ニナ

ルノデスガ、併シ是デ持続出來マスカラ……

デアリマスガ、本法施行ノ際ダケノヤツデアリマスガ、本法施行ノ際ダケノヤツデ

アリマスカラシテ、是ハ御見込デハ今ノ儘デ十分デゴザイマスカ、其ノ數全國ニ何軒アルカ知レマセヌガ……何軒ヲ伺ッテモ仕

方ガナイケレドモ、普及ノ程度ト申シマスカ、口入業者ノ普及ノ程度ト云フモノハ津々浦々モウ増サナイデ宜イモノデゴザイマセ

ウカ、即チマア十分飽和……ト申シマスカ、狀態ニ居ルモノデゴザイマセウカ一應伺ッテ置キマス

○政府委員(山崎巖君) 現在營利又ハ有料ノ職業紹介事業ヲ行ヒマス者ガ大體二千二百三十軒ニ相成シテ居ルト思ヒマス、正確ニ申上ダマスト、十一年末ノ調デ一千百六十

二軒デゴザイマス、大體全國的ニ分布モサレテ居ルノデアリマシテ、從來カラ段々申

上ダマスルヤウニ、此ノ新規許可ハ成ルベク認メナイ方針ニ考ヘテ居ルノデアリマス、

大體現狀ヲ以チマシテ此ノ方面デハ澤山デ

ハナイカ、斯ウ云フ風ニ考ヘテ居ル譯デアリマス、尙此ノ方面ノ分布不適正ニ依リマシテ不便ヲ生ジマス點ハ、此ノ國家ノ職業紹介機關ガ適正ニ分布セラレマスシ、其ノ方デ補充ヲシテ參リタイ、斯ウ云フ風ニ考

ヘテ居リマス

○瀧川儀作君 度々御質問ノアッタ問題デ

諄イヤウデアリマスガ、二十條、二十一條ノ精神ヲチヨット伺ヒタク、現在ノ當業者ヲ保護スル、更ニ新シイノハ許可シナイ、之ヲ永久ニ許可シテ行ク、指導シテ行クト、

斯ウ云フ風ナ精神ガ見エルノデアリマスガ、サウシマスル前ヘ遡ヅテ第一條ト云フモノハ矛盾スルヤウナ、私ハ法律ノコトハ能カ、口入業者ノ普及ノ程度ト云フモノハ津々浦々モウ増サナイデ宜イモノデゴザイマセ

ウカ、即チマア十分飽和……ト申シマスカ、ク分ラナイノデスガ、感ジガ致シマスノデ

アリマスガ、是ガ二十條、二十一條ノ精神トスルナラバ、第二條ノ所ハ素人考カラ申

トスルナラバ、第二條ノ所ハ素人考カラ申

トスルナラバ、第二條ニアルトスルナラバ、「何

人ト雖モ職業紹介事業ヲ行フコトヲ得ズ」ト

真先ニ第一條ニ書イテアルモノデゴザイマ

スカラ、其ノ點ヲ餘程了解セナイト、十年、

ハ全然ヤラシマセヌカ

シマスト、職業紹介事業ニ從事セムトスルモノハ、政府ノ許可ヲ要スト云ッタヤウナコトニ變ヘラレタ方ガ宜イヤウナ感ジガス

ルノデゴザイマスガ、其ノ邊ハドウ云フモ

ノデゴザイマスカ

十五年先ニナリマスト法律ダケガ残ヅテ居

リマシテ、サウシテ之ヲ實施スル行政官ハ、

國營ニシマスコトニ付テハ色々準備モ必要

ハ第二條トノ關係デゴザイマスカ

○瀧川儀作君 エ、二條トノ關係デゴザ

コトノ建前ト申シマスカ、理想ヲ掲ゲテ居

ル譯デゴザイマス、ソレニ對シテ此ノ二十

條、二十一條ト云フモノハ、現ニアルモノ

ダケニ限ツテ認メテ行クト云フ、一ツノ除外

例ヲ認メテ居ルノデアリマスカラ、二十條、

二十一條ガアリマシテモ、ソレハ現ニ存ス

ルモノニ限ツテ、而モ二十條ノ方ハ當分ノ

中、二十一條ノ方ハ相續ダケノ將來ノ繼續

ト云フコトニナリマスカラ、ソレハ決シテ

矛盾デハナクシテ、一ツノ除外例ヲ認メタ

モノデアルト云フコトニ御解釋ヲ願ツテ差

存スレバ、ソレハモウ當局ト致シマシテハ

十分ノ注意ヲ致シマシテ、二十條、二十一

條ト云フモノハ法文ノ通リニ施行政サセマ

シテ、不當ナコトハ無論サセナイヤウニ致

ス積リデアリマス、又此ノ法ノ周知方ニ付

テハ、是ハ早速其ノ方法ヲ執リマシテ能ク

徹底スルヤウニ致シマシテ、其ノ御心配ハ

ナイヤウニ致シタイト思ヒマス

○瀧川儀作君 唯前刻御説明ガアリマシタ

ノデ分ツテ居ルノデアリマスガ、法ノ精神ガ

二十條、二十一條ニアルトスルナラバ、「何

人ト雖モ職業紹介事業ヲ行フコトヲ得ズ」ト

護スル御趣旨デアラウト思フノデスガ、サ

ウシマスト七月一日カラハ、モウ市町村ニ

ハ全然ヤラシマセヌカ

○政府委員(山崎巖君) 本法ハ七月一日ニ

施行致シマスルケレドモ、全國的ニ一律ニ

レテ居ルノデアリマシテ、從來カラ段々申

カラ、大變妙ナモノニナリハシナイカ、斯

ウ云フ風ニ感ズルノデアリマスガ、チヨツト御考ヲ承リタイト思ヒマス

○政府委員(廣瀬久忠君) 矢張リ此ノ法ノ精神ハ二條ニアルノデアリマシテ、併シ運

用ニ依リマシテ、二條ダケデ固ツテシマツテ、モウ二十條、二十一條ガ全然動カナクナルト云フヤウナコトヲ御懸念ノヤウデアリマスガ、サウ云フヤウナコトハ此ノ法律ガ現

紹介事業ト云フモノハ國デヤルノダト云フ

イマス

○政府委員(廣瀬久忠君) 矢張リ此ノ法ノ精神ハ二條ニアルノデアリマシテ、併シ運

用ニ依リマシテ、二條ダケデ固ツテシマツテ、モウ二十條、二十一條ガ全然動カナクナルト云フヤウナコトヲ御懸念ノヤウデアリマスガ、サウ云フヤウナコトハ此ノ法律ガ現

紹介事業ト云フモノハ國デヤルノダト云フ

イマス

○政府委員(廣瀬久忠君) 矢張リ此ノ法ノ精神ハ二條ニアルノデアリマシテ、併シ運

用ニ依リマシテ、二條ダケデ固ツテシマツテ、モウ二十條、二十一條ガ全然動カナクナルト云フヤウナコトヲ御懸念ノヤウデアリマスガ、サウ云フヤウナコトハ此ノ法律ガ現

イマス

○政府委員(廣瀬久忠君) 今仰シヤツタノ

頭ノ新シイ若イ行政官ガヤルノデアリマス

カラ

一

來マシタモノカラ順次國營ニ移シテ準備ガ出
イト思ヒマス、ソレデ第十八條ニゴザイマ
スルヤウニ、一年間ハ此ノ市町村營ノ職業
紹介所ガ存續ガ出來ルヤウナ規定ヲ置イタ
ノデアリマス、十三年度ハ、大體十三年度
一ペイニ市部ノ職業紹介所ヲ國營ニ直シタ
イト考ヘテ居リマス、十四年度ノ初メニハ
出來ルダケ早ク準備ヲ致シマシテ、郡部ノ
職業紹介所全部ヲ國營ニ引直ス、從ヒマシ
テ十四年度ノ初メカラ全國的ニ國營ガ施行
サレルト云フ形ニナル譯デゴザイマス

○政府委員(山崎巖君) 本法ノ施行ニ要シ
マスル經費ニ付キマシテハ、財務當局トノ
間ニ諒解ガ付イテ居リマシテ、年額六百萬
圓ハ支出スルコトニナッテ居ルノデアリマ
ス、唯準備ノ關係ガゴザイマスルノデ、十
三年度ノ追加豫算ニ依リマシテ、先程申上
ゲマシタ市部ノ紹介所ヲ國營ニ引直スダケ
經費ガ取ッテアルノデアリマスガ、十四年度
カラハ、全國的ニ引直シマスヤウニ財務當
局トノ間ニ諒解ガ出來テ居ルノデアリマス、
從ヒマシテ其ノ計畫デ豫算ヲ取ッテアル譯
デアリマス、ソレガ出來マスレバ、現在私
共ノ豫定致シテ居リマスル職業紹介所ノ全
部ハ國營ニナルノデアリマス、從ヒマシテ
現在ノ町村ノ職業紹介所ヲ併合スル必要ハ
全然無クナルト考ヘマス

云フ御話ガアリマスカラ、サウスルト此ノ法ガ施行サレルト同時ニ廢止ヲ命ゼラレルモノガ大分出來ル譯デスカ

○政府委員(山崎巖君) 第十九條ハ第十八條ト關聯スル規定デゴザイマス、從ヒマシテ此ノ準備ノ出來マシタ部分ハ、國營ニ段々引直シテ行ク譯デゴザイマスガ、其ノ場合ニ市町村營ガ殘リマスルト、非常ニヲカシナコトニナリマスルノデ、十九條ヲ以チマシテ廢止ヲ命ズルコトガ出來ル權限ヲ地方長官ニ與ヘタノデアリマス、營利ニ付キマシテハ、二十一條ニ依リマシテ現ニ行政官廳ノ許可ヲ受ケテ居リマスルモノニ付キマシテハ、引續イテ其ノ事業ヲ行フコトガ出來ル權限ヲ認メテ居リマスノデ、十九條ニ依ッテ廢止ヲ命ズルト云フコトハ考ヘデ居ラナイノデアリマス、全然十九條ハ、營利ニ付テハ適用ヲスルコトハ考ヘテ居リマセヌ

○予爵實吉純郎君 サウシマスト此ノ二十一條デ引續イテ營業スル場合ニ、許可ヲ受ケナケレバナラヌ、其ノ許可ヲサレナインデ、ソコデ廢止サレテシマフト云フノモ出来ル譯デゴザイマスカ

○子爵富小路隆直君 チヨツト伺ヒマスガ、二十條ニ當ルノダラウト思ヒマスガ、愛國婦人會デ職業紹介ヲヤツテ居ル、又地方ニ依ツテハ金持ガ金ヲ出シ合ツテ、財團法人力何カデヤツテ居ルヤウナノガアリマス、サウ云フノハドウナルノデゴザイマスカ

○政府委員(山崎巖君) 營利有料ノ外ニ無料ノ職業紹介事業ガ現在二十七八アリマス、只今御述ニナリマシタ愛國婦人會ノ經營ニ依リマスモノ、或ハ縣ノ社會事業協會等デヤツテ居リマスモノ、サウ云フモノガゴザイマスガ、段々是ハ減少シテ居ル傾向ニナツテ居リマス、併シ折角篤志デヤツテ居リマスモノヲ今禁止シテシマフト云フ譯ニ行キマセヌノデ、二十一條デ當分ノ内之ヲ繼續出來ルヤウナ規定ヲ置イタノデアリマシテ、從來通リ之ヲ繼續シテ行キタイト考ヘテ居リマス

○委員長(公爵岩倉具榮君) チヨツト速記ヲ始メテ……、外ニ御質問ガナケレバ第一十二條ニス

〔速記中止〕

ヲ止メテ……

移リマス……別ニ御質問ガナケレバ是ニテ
各條全部審議ヲ終リマス、チヨット速記ヲ
止ヌテ……

〔速記中止〕

○委員長(公爵岩倉具榮君) ソレデハ速詞
ヲ始メテ、是ニテ質問ヲ打切りマシテ討論
ニ入りマス

○田所美治君 本案ハ色々ノ點ニ於テ、主
義ト申シマスカ、サウ云フモノノ點カラ見
ルト、色々疑ガ起リマシテ、色々ノ質疑ヲ
私自身ガ試ミマシタヤウナ譯デアリマスル
ガ、併シ又能ク拜見ヲシ、又政府委員ノ説
明ヲ承リマスト云フト、本法ノ除外規定ヤ
ラ或ハ附則ノ規定等ニ依リマシテ、左程ニ
此ノ實質上ハ、便不便ノ點、即チ職業紹介
ノ勞務ノ適正ナル配置ヲ圖ルト云フ目的ニ
鑑ミマシテ、現狀ト、サシタル又不便ノ處
モナイヤウニ思ハレルノデアリマス、當初
ノコトデアリマスルカラ、極メテ周密ナル
運用上御注意ヲ願ヒマシタナラバ、私共ノ
疑ノ點モサシタル不便ヲ將來來サナイデ、
本法ノ施行ガ出來ヨウカト考ヘラレマス、
且無料デ政府ガ、果シテ豫期ノ通り此ノ事
變ノ場合ニ處スルノ對策ニモナリ、斯ウ云
フコトデ又ソレガ恒久的ニモ持続スル、而
シテ民業ノ壓迫ト云フモノモ來シマセズ、

運用宜シキヲ得マシタナラバ本法ヘ一向差
支ナキ規定デアラウカト考ヘマス、全部ニ
對シテ異議ハアリマセヌ

○關屋貞三郎君 私モ只今ノ田所委員ノ御
說ニ全然贊成デアリマス、ソコデ甚ダ老婆
心デアリマスケレドモ、此ノ機會ニ簡單ニ
希望ヲ述べテ置キタイト思フノデアリマス、

先達テ來此ノ社會事業關係ノ法律案ノ特
別委員トシテ審議ヲサシテ戴キマシタコト
ハ、我々トシテハ喜ンデ居ル次第デアリマ
スガ、殊ニ厚生省ノ當局者ハ用意周到ニ、
色々ナ方面ヲ研究ニナッテ居ルノデアリマ
ス、チヨット法文ヲ見マスルト、只今御話ノ
ヤウニ多少ドウデアラウカト云フヤウナ點
モアリマスルケレドモ、平素私共殊ニ能ク存
ジ上ゲテ居リマスルカラ、此ノ執行上ニ付
テ厚生省トシテハ更ニ疑ヲ懷イテ居リマセ
ヌ、又大臣初メ次官其ノ他ノ方カラ懇切ナ
ル御説明ヲ伺ツテ居リマスルガ、今回、社會
事業法ヲ始メ各種ノ法案ガ出マシテ、チヨツ
ト從來ナイヤウナ社會立法トシテノ案デア
ラウト思フノデアリマスガ、是ハ結局段々
田所委員ノ仰セニモアリマシタガ、執行
者如何ニ依リマシテ、ウマク行クカ行カ
ヌカト云フコトモアリマス、私共ハ全幅

ケレドモ、何サマ之ヲ執行スル方々ハ
地方ニ居リマスルノデアリマシテ、且又非
常ニ忙シイ仕事ニ從事シテ居リマスルカラ、

或場合ニハ社會事業家ヲ初メ、色々ナ人ニ
満足ヲ與ヘナイヤウナコトモ起ルコトガナ
イトモ限ラレナイ、斯ウ云フヤウナ事業ガ
事務的ニナッテ參リマスルト、ソコニ何ト申

シマスカ、唯役所流ニヤルト云フコトガナ
イヂヤナイカ、殊ニ罰則モ附イテ居リマス
ルカラ、此ノ罰則ヲ直チニ適用サレルト云
フコトニナルト可ナリ因ル、矢張リ斯ウ云
フ社會事業關係ノモノ、厚生省全體トハ申
上ゲ兼ネルノデアリマスケレドモ、社會事
業關係ノモノハ矢張リ之ニ關係スル官吏更
員ハ社會事業家ト云フヤウナ氣分ニナッテ
戴カナイトウマク行クマイト思フノデアリ
マス、段々事業ガ大キクナリマスカラ唯溫
情主義デ深切ニシテヤレバ宜イ、或ハ宗教
家ノヤウナ氣分ニナレバ宜イト云フ譯ニ行
カナイノデ、取締、指圖スル必要ガアルノ
デアリマスケレドモ、矢張リ嚴父、慈母ト
云フカ、或ハ兄弟分ト云フヤウナ流儀ニ、
之ノ相談對手ニナツテヤルト云フコトハ出來ナイカ
ノ法ヲ完全ニ行フト云フコトハ出來ナイカ
ルト思フノデアリマス、幸ニ厚生省ト云フ役
常ニ必要ナノデヤナイカ、サウデナイト此

所ガ出來マシテ、唯之ヲ社會衛生省ト言ハ
ズ、色々省ノ名前ノ時ニモ問題ガアツタケ
ウデアリマスガ、之ヲ厚生省ト名前ヲ付ケ

ラレタト云フノハ、ドウ云フ理由デアルカ
分リマセヌガ、何ダカ一種今蓄ガアル、私
共ハ非常ニ面白イ名前ダト思ツテ居リマス、
幸ヒ大臣初メ適任者ヲ得テ居ルカラ、ド

非常ニ御忙シイノデ、色々ナコトヲ御註文スルト云フコトハ我々ト致シマシテモ、忍ビナイ話デアリマスケレドモ、私ハ厚生省トシテ唯取締ルトカ、唯事務ヲヤッテ行ケバ宜イト云フヤウナ氣分デナシニ、ヤッテ戴クト云フノガ、是ガ社會事業關係者ノ全體ノ希望ダト思フノデアリマス、サウナレバ少シグラキ經費ノ少イ所ハ、其ノ御氣分ダケデモ之ヲ補ツテ行ケルノデ、如何ニ經費ガ厖大ニアッテモ其ノ氣分ガナイ以上ハ、斯ウ云フ法ノ圓滿ナル遂行ハ出來ナイト斯ウ思フノデアリマス、大臣ガ御出デニナレバ尙結構デアリマスガ、大臣ガ御出デニナリマセヌカラ、ドウゾ宜ク御傳ヘ下サイマシテ、是非之ヲ各委員ノ御希望ノヤウニモ承ッテ居リマスルカラ、甚ダ餘計ナコトデアリマスガ、是ダケノコトヲ申上ゲテ置キマス。

○松井茂君 チヨット簡単ニ私モ賛成ノ意ヲ表シマスガ、第一ニ社會事業法案ト云ヒ、商店法案ト云ヒ、此ノ職業紹介法ト云ヒ、何レモ政府トシテハ徹底シタル論理明哲デアリマスガ、委員トシテ又ソレニ反対ノ空氣ガ三案ニ漲ツテ居ルノデアリマス、此ノ點ハ此ノ間モ申上ゲマシタヤウニ、將來ノ立法上、餘程厚生省ノ立法ハ、司法省ヤ法制局ニ引摺ラレナイヤウニ、流石、厚生省ノ

立法ダト云フヤウニ御考ヲ願ヒタイ、例ヘバ第二條ノ如キモ確ニ是ハ厚生省的デハナイト思フノデアリマス、郵便脚夫ト、サウシテ從來ノ營業ノ職業者ヲ併立サセラレテハ、ドウモ堪マタモノデハナイト云フ感ジガ致シマス、又之ヲ國營デナサレルト云フコトハ、時局多端ノ際、能ク政府ノ方針ハ分ッテ居リマスガ、併シナガラ一方ニ於テノ從來ノ既得權ト云フコトモ、社會ノ情勢トシテ大ニ尊重シナケレバナラヌ限リハ、之ヲ除外例的ニヤルト云フ立法ハ、決シテ當ヲ得タモノトハ思ヒマセヌ、將來ノ立法デハ、斯ウ云フコトヲ能ク御考ヘ願ヒタイト云フコトガ第一、第二ハ先刻申上ゲマシタ藝娼妓ノ問題デゴザイマスガ、將來ノ問題ハ、是ハ府縣令ノ取締ニ依ル社會事業トシテ昔カラナッテ居ッタノデアリマスガ、是ハ矢張り厚生省トシテモ、娼妓ノ問題ニ付テハ宜シク御考慮ヲ願ヒタイト云フコトヲ、重ネテ申上ゲテ置キマス、第三ニハ勞務者ノ募集デアリマスカラ、無論立法上ノ精神カラ集デアリマスカラ、無論立法上ノ募集スル規ノ運用等ニ付キマシテハ十分ニ注意致シテ、徒ラニ警察ノ取締ノミニ依ラナイ、マシテ、是ハ多數ノ人ヲ募集スル十分ニ此ノ、一般ノ民生ヲ篤クスルト云フコトニ付テ注意致シマシテ、地方長官ニ能ク趣旨ノ徹底ヲ致シマシテ、萬違算ナキヲ期シタイト思ヒマス、尙只今松井サンカラ

ガスウ云フコトヲヤルコトハ、極メテ不得手ノ性質ニ從來屬シテ居ルノデアリマスカバ、餘程運用ト云フコトニ付テハ、十二分ニ御注意ニ與リマシテ、官吏ノ訓練ヲ十分ニ爲サレテ萬違算ナキヲ期セラレムコトヲ致シマス、又之ヲ國營デナサレルト云フコトハ、時局多端ノ際、能ク政府ノ方針ハ分ッテ居リマスガ、併シナガラ一方ニ於テノ從來ノ既得權ト云フコトモ、社會ノ情勢トシテ大ニ尊重シナケレバナラヌ限リハ、之ヲ除外例的ニヤルト云フ立法ハ、決シテ當ヲ得タモノトハ思ヒマセヌ、將來ノ立法デハ、斯ウ云フコトヲ能ク御考ヘ願ヒタイト云フコトガ第一、第二ハ先刻申上ゲマシタ藝娼妓ノ問題デゴザイマスガ、將來ノ問題ハ、是ハ府縣令ノ取締ニ依ル社會事業トシテ昔カラナッテ居ッタノデアリマスガ、是ハ矢張り厚生省トシテモ、娼妓ノ問題ニ付テハ宜シテ、誠ニ感謝致シテ居リマス、連日ノ御審議ニ依リマシテ、私共色々注意致サナケシマス、是ニテ本委員會ヲ閉ズマストニ御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○委員長(公爵岩倉具榮君) ソレデハ……本案ノ採決ヲ致シマス、本案ヲ可決スルコトニ御異議ゴザイマセヌカ

○委員長(公爵岩倉具榮君) 全會一致ト認メマス、ソレデハ本案ヲ可決スルコトニ致シマス、是ニテ本委員會ヲ閉ズマス

午後零時二十三三分散會

出席者左ノ如シ

委員長	公爵岩倉	具榮君
副委員長	子爵實吉	純郎君
委員		
伯爵柳原	義光君	
子爵米田	國臣君	
子爵富小路	隆直君	
松井		
茂君		

御注意ノアリマシタ娼妓ノ問題、或ハ勞務者募集ノ問題等ニ付キマシテハ、十二分ニ注意致シタイト思ヒマス、丁度本日大臣ガ

豫算總會デ、衆議院デ質問ヲ續行サレテ居リマシテ、出席ヲ致シ兼ネマスルノデ、私

カラ御注意ノ點ニ付テハ大臣ニ申上ゲマシテ、將來運用ニ付キマシテ萬違算ナキヲ期スルコトニ致シマス

○子爵富小路隆直君 皆サンカラ色々御意見ガゴザイマシタガ、私モ簡單ニ一言致シテ置キマス、私ハ、折角斯ウ云フ法ガ出来マシタノデゴザイマスカラ、本法ノ精神ヲ能ク徹底サレルヤウニ希望致シマシテ、本法ニ贊成致ンマス

○委員長(公爵岩倉具榮君) ソレデハ……本案ノ採決ヲ致シマス、本案ヲ可決スルコトニ御異議ゴザイマセヌカ

○委員長(公爵岩倉具榮君) ソレデハ……本案ノ採決ヲ致シマス、本案ヲ可決スルコトニ御異議ゴザイマセヌカ

○委員長(公爵岩倉具榮君) ソレデハ……本案ノ採決ヲ致シマス、本案ヲ可決スルコトニ御異議ゴザイマセヌカ

政府委員

中川 健藏君	下村 宏君
男爵加藤 成之君	男爵山根 健男君
田所 美治君	瀧川 儀作君
細田安兵衛君	出光 佐三君

厚生次官 廣瀬 久忠君	厚生省社會局長 山崎 巖君
厚生書記官 近藤壤太郎君	

昭和十三年三月二十三日印刷

昭和十三年三月二十四日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局